

## 目次

### ■ 1 制度共通

Q1-1 補助対象経費とは？	3
Q1-2 国や他の自治体の補助金との併用は可能ですか？	3
Q1-3 申請者の住所（本社所在地）が都外にあるのですが、申請は可能ですか？	3
Q1-4 複数の大臣認定取得を考えている場合、全てについて申請できますか？	3
Q1-5 複数の大臣認定取得を分けて、本補助金の交付申請を行う場合、建築物の計画概要における記載はどのようにしたらいいですか？	3
Q1-6 建築計画が伴わない認定は補助対象となりますか？	4
Q1-7 建築主と認定申請者が異なる場合、申請は可能ですか？	4
Q1-8 仮設建築物など短期で解体予定の建築物についても申請対象となりますか？	4
Q1-9 補助対象者である建築主に対して何か制限はありますか？	4
Q1-10 建築物の用途などに条件はありますか？	4

### ■ 2 補助対象事業について

Q2-1 補助上限額はありますか？	5
Q2-2 評価申請済みの場合、補助は受けられますか？	5
Q2-3 評価申請から認定取得まで年度にわたる場合は補助対象となりますか？	5
Q2-4 補助金の交付は建築物の竣工後となりますか？	5
Q2-5 試験結果が不良で認定が取れなかったため、改めて指定性能評価機関への評価申請からやり直す場合は、どのような手続を行えばよいですか？	5
Q2-6 試験結果が全体としては不良（一部の結果は良）だったが、良の部分だけ認定を取る場合は、どのような手続を行えばよいですか？	5
Q2-7 国産木材の使用については、どのような確認が行われますか？	6
Q2-8 PRへの協力とは、どのような内容ですか？	6
Q2-9 木材使用量の条件はありますか？また、外材を使用することはできますか？	6
Q2-10 補助金の交付後、建築計画がなくなった場合は返還義務がありますか？	6
Q2-11 承認性能評価機関へ申請する場合も、補助対象となりますか？	6
Q2-12 建築基準法施行規則第11条の2の3第1項第1号ただし書きにある、法第68条の25第5項の規定により認定を申請する場合の手数料（2万円）は補助対象になりますか？	6

### ■ 3 申請方法等について

Q3-1 交付申請書の提出先と提出方法は？	7
Q3-2 交付申請書提出から交付決定までの所要期間は？	7
Q3-3 郵送した申請書類が届いたかどうかの連絡はいただけますか？	7
Q3-4 申請した案件の審査状況について教えていただけますか？	7
Q3-5 交付決定等のお知らせはいただけますか？	7

## ■ 1 制度共通

### Q1-1 補助対象経費とは？

A 補助対象経費とは、本補助金の算定対象となる性能評価手数料を指します。

例：建築基準法第2条第7号の認定に係る柱（1時間耐火）の場合、補助対象経費（134万円）に補助率（2分の1）をかけた金額（67万円）が、申請者にお支払いする補助額となります。

### Q1-2 国や他の自治体の補助金との併用は可能ですか？

A 本補助金以外に以下の補助金を重複して受けることはできません。

(1)都から交付される補助金

例：中・大規模建築物の木造木質化支援事業（東京都産業労働局）等

(2)区市町村から交付される補助金等で原資に都費を含むもの※

※都費・国費を含むかは、区市町村の当該補助金の窓口にてご確認ください。

上記のような補助金を合わせて利用する場合は、**補助対象経費を明確に切り分け**、重複することがないようにしてください。

### Q1-3 申請者の住所（本社所在地）が都外にあるのですが、申請は可能ですか？

A 都内に建築予定の建築物であれば、申請者の住所（本社所在地）に関係なく申請は可能です。

### Q1-4 複数の大臣認定取得を考えている場合、全てについて申請できますか？

A 交付要綱及び募集要領に適合していれば可能です。複数の大臣認定取得を予定している場合は、交付申請書（第1号様式）、一括設計審査（全体設計）申請書（第4号様式）など、それぞれの様式に別紙を添付して、取得予定の認定の概要等を記載してください。

また、認定ごとに性能評価手数料の内訳書を添付してください。ただし、まとめて申請する場合は、申請する全ての認定について、指定性能評価機関との事前協議が整わないと交付申請ができません。

同様に、申請する全ての認定について取得が完了しないと、完了実績報告ができません。そのため、事業の状況に合わせ、あえて分けて申請することも可能です。

### Q1-5 複数の大臣認定取得を分けて、本補助金の交付申請を行う場合、建築物の計画概要における記載はどのようにしたらいいですか？

A 建築物の計画概要には、取得予定の大臣認定を全て記載し、建築物全体でどのような構造木質化を行うか分かるようにしてください。

また、認定ごとに、「本補助金を別途申請予定」、「本補助金を別途申請済み」、

「取得済みの認定で対応」、「本補助金は申請しない予定」など、取り扱いや今後の見込みを明記してください。

**Q1-6 建築計画が伴わない認定は補助対象となりますか？**

A 建材メーカーなどによる自社製品への認定取得など、建築計画が伴わない認定は、本補助対象とはなりません。

**Q1-7 建築主と認定申請者が異なる場合、申請は可能ですか？**

A 建築主が大臣認定取得費用を負担する場合は、可能です。その場合は、申請書類に、補助対象者と認定申請者の関係性、建築主が費用負担することが確認できる書類（契約書など）を添付して提出してください。

**Q1-8 仮設建築物など短期で解体予定の建築物についても申請対象となりますか？**

A 短期で解体予定のある建築物は申請対象とはなりません。

**Q1-9 補助対象者である建築主に対して何か制限はありますか？**

A 制限がある場合もございますので、個別に申請先までお問い合わせください。

**Q1-10 建築物の用途などに条件はありますか？**

A 用途の条件はありません。

## ■ 2 補助対象事業について

### Q2-1 補助上限額はありますか？

A 補助上限額はありません。

### Q2-2 評価申請済みの場合、補助は受けられますか？

A 交付決定通知日以前に評価申請を行った場合については、補助金を交付できません。  
指定性能評価機関との事前協議で、取得する認定、それに係る評価の内容及び補助対象経費などが確定したら、速やかに交付申請をしていただき、交付決定を受けた後に、指定性能評価機関へ正式な評価申請を行ってください。

### Q2-3 評価申請から認定取得まで複数年度にわたる場合は補助対象となりますか？

A 評価申請から認定取得まで複数年度にわたる場合も補助対象になります。その場合は、初年度の補助金交付申請時に、一括設計審査（全体設計）申請を合わせて行ってください。一括設計審査（全体設計）申請については、募集要項P13をご参照ください。

### Q2-4 補助金の交付は建築物の竣工後となりますか？

A 補助金受領の時期は、建築物の竣工後ではなく、大臣認定の取得後です。大臣認定書を受領後、完了実績報告書をご提出いただき、補助額が確定致します。補助額の確定後に、請求書の提出を行っていただいた後、交付手続を行います。  
申請から補助金受領までの主な流れについては、募集要項P8をご参照ください。

### Q2-5 試験結果が不良で認定が取れなかったため、改めて指定性能評価機関への評価申請からやり直す場合は、どのような手続を行えばよいですか？

A 試験結果が不良のため認定が取得できなかった場合は、中止・廃止申請書（第14号様式）を提出してください。その後、再度、認定の取得に向けて本補助金の申請を行う場合は、改めて交付申請から行ってください。

### Q2-6 試験結果が全体としては不良（一部の結果は良）だったが、良の部分だけ認定を取る場合は、どのような手続を行えばよいですか？

A 交付予定金額が変更となる場合は、交付変更申請書（第7号様式）を、交付予定金額が変わらない場合は、内容等変更申請書（第13号様式）を提出してください。変更申請及び内容等変更申請の方法に関しては、募集要領P14をご参照ください。

**Q2-7 国産木材の使用については、どのような確認が行われますか？**

A 建築物の計画概要や認定の中で日本農林規格に適合する構造材を使用していることなどから確認します。

また、竣工後のPRなどに協力いただく中でも、国産木材の使用状況などを発信いただきます。その際、国産木材の使用が虚偽であることなどが判明した場合は、補助金の交付後であっても交付決定の取消しや、補助金の返還等を求めることがあります。

**Q2-8 PRへの協力とは、どのような内容ですか？**

A 本補助金交付事業を通じて、建築物の構造木質化に取り組む事業者の裾野を広げるため、構造木質化された空間の魅力や大臣認定の取得に係る技術（財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのない範囲に限る）の普及啓発へのご協力をお願いします。

具体的には、補助対象建築物内のプレート等の設置、建築物の見学会の実施及び構造木質化の普及に関する技術資料等の提供などを想定しています。

**Q2-9 木材使用量の条件はありますか？また、外材を使用することはできますか？**

A 木材使用量の条件はございません。また、外材を使用する場合は本補助の対象外となります。

**Q2-10 補助金の交付後、やむを得ず建築計画がなくなった場合は返還義務がありますか？**

A 本補助金交付事業は、事業の実施を通じて、建築物の構造木質化に取り組む事業者の裾野を広げるための技術等の普及啓発を図り、もって建築物分野における炭素貯蔵効果の高い木材利用の促進と低炭素社会の実現に貢献することを目的としています。

そのため、やむを得ず建築計画がなくなってしまった場合でも、補助金返還の義務はありませんが、予定していた建築物や取得した大臣認定について、PRへの協力をお願いいたします。ただし、架空の建築計画を偽って申請したこと等が明らかとなった場合は、交付決定の取消しや補助金の返還等を求めることがあるのでご注意ください。

**Q2-11 承認性能評価機関へ申請する場合も、補助対象となりますか？**

A 建築基準法第68条の25第7項の規定による性能評価を、同法第77条の57に定める承認性能評価機関へ申請する場合は、補助対象とはなりません。

**Q2-12 建築基準法施行規則第11条の2の3第1項第1号ただし書きにある、法第68条の25第5項の規定により認定を申請する場合の手数料（2万円）は補助対象になりますか？**

A 当該規定のただし書きは、指定性能評価機関が性能評価を行う場合に、国土交通省へ納付する手数料を定めたもので、補助対象とはなりません。

### ■ 3 申請方法等について

#### Q3-1 交付申請書の提出先と提出方法は？

A 下記まで持参又は郵送でご提出ください。

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第2本庁舎 3階南側

東京都都市整備局市街地建築部 建築企画課 建築物省エネ担当

TEL 03-5320-5031

受付方法に関する留意事項は、募集要領P11の3.1.3をご確認ください。

#### Q3-2 交付申請書提出から交付決定までの所要期間は？

A 概ね1か月程度を目安にしてください。ただし、申請内容に不備等がある場合や申請が集中している時期は、より期間を要する場合があります。

#### Q3-3 郵送した申請書類が届いたかどうかの連絡はいただけますか？

A 連絡は致しません。申請者の責任において、簡易書留等の記録が残る方法で郵送してください。

#### Q3-4 申請した案件の審査状況について教えていただけますか？

A 審査の進捗状況等についての回答は致しません。

#### Q3-5 交付決定等のお知らせはいただけますか？

A 交付決定通知書等を申請者（申請者から手続代行者に受領を委任されている場合は手続代行者）へ郵送します。メール、電話等で別途連絡することは致しません。